

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 9月28日
【会社名】	株式会社アクロディア
【英訳名】	Acrodea, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堤 純也
【本店の所在の場所】	東京都新宿区愛住町22番地 (注)平成29年 5月22日から本店所在地 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番 22号が上記のように移転しております。
【電話番号】	03-4405-5460 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区愛住町22番地
【電話番号】	03-4405-5460 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 國吉 芳夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年9月26日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

堤 純也、國吉 芳夫、逢坂 貞夫、足立 敏彦、佐久間 博及び井内 康文の6氏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

中込 秀樹及び吉永 久三の2氏を監査役に選任するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 目的

平成27年9月30日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年律第73号）において、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となったことに伴い、現行定款第2条（目的）の一部を変更するものであります。また、当社の今後の幅広い事業展開を鑑み、その対応に向けて不動産賃貸業を追加するものであります。

(2) 本店の所在地

平成29年5月22日に、本店を東京都渋谷区より現在の新宿オフィスと同じビルへ移転しております。両事務所を統合し、業務の効率化とオフィス賃料の大幅な削減を図るとともに、増床により今後の成長に備えております。この本店の移転に伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都渋谷区から東京都新宿区に変更するものであります。

第4号議案 第三者割当による新規株式発行の件

第三者割当により新規株式を発行するものであります。

第5号議案 第三者割当による第9回新株予約権発行の件

第三者割当により新株予約権を発行するものであります。

第6号議案 株式交換による株式会社エンターテイメントシステムズの完全子会社化の件

株式交換により株式会社エンターテイメントシステムズを当社の完全子会社とするものであります。

第7号議案 第21回募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行の件

当社の取締役及び従業員に対し、有償ストック・オプションを発行するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
堤 純也	113,115	2,626	-	(注)1	可決 97.73
國吉 芳夫	113,127	2,614	-		可決 97.74
逢坂 貞夫	113,116	2,625	-		可決 97.73
足立 敏彦	113,270	2,471	-		可決 97.86
佐久間 博	113,077	2,664	-		可決 97.69
井内 康文	113,191	2,550	-		可決 97.79
第2号議案			-		
中込 秀樹	113,123	2,618	-	(注)1	可決 97.73
吉永 久三	113,296	2,445	-		可決 97.88
第3号議案	112,933	2,803	-	(注)2	可決 97.57
第4号議案	109,807	5,934	-	(注)2	可決 94.87
第5号議案	109,197	6,544	-	(注)3	可決 94.34
第6号議案	112,065	3,676	-	(注)2	可決 96.82
第7号議案	110,561	5,180	-	(注)3	可決 95.52

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上